

# 規制改革実施計画に基づく 最近の措置状況について

# 「規制改革実施計画」に基づく規制見直しの進捗状況

(R3.3.17現在)

● 水素社会の実現に向けた水素スタンド・燃料電池自動車関連の規制見直しについて、規制改革実施計画（閣議決定）に基づき、これまで **84項目中69項目を実施済み**。本年度、新たに4項目が計画に追加。

\* 措置済数 H25:24項目(25項目中)、H27:18項目(18項目中)、H29:27項目(37項目中)、R2:0項目(4項目中)

## ■ H29計画 措置済みの項目：27項目

計画	事項名
25	高圧ガス販売事業者の義務の見直し(a:保安台帳の廃止、b:販売主任者選任の合理化)
27	水素スタンドにおける予備品の使用
28	保安検査方法の緩和
29	保安監督者に関する見直し (a:複数スタンド兼任の保安体制のあり方、b:保安監督者の経験要件の合理化) (R2.11公布・施行)
30	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容 (R2.8公布・施行)
33	水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し
34	水素スタンドの充填容器等における措置の合理化 (a:直接日光を遮る措置、b:高圧水素容器の上限温度、c:散水設備の設置)
35	貯蔵量が300m <sup>3</sup> 未満で処理能力が30m <sup>3</sup> 以上の第2製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し
36	燃料電池自動車への緊急充電に係る届出の明確化
37	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し
39	水素特性判断基準にかかる例示基準の改正等の検討 (R2.11公布・施行)
40	設計係数3.5の設計に係る圧力制限の撤廃
41	3.5よりも低い設計係数
42	防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの検討
43	型式承認等に要する期間短縮
44	国連規則 (UN-R134) に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の整備
45	高圧水素容器の品質管理方法の見直し
46	開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し
48	車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化 (R2.10公布・施行)
50	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し
51	燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和 (a:許容傷深さの柔軟な決定、b:容器の再検査の簡素化)
52	燃料電池自動車用高圧水素容器の標章方式の緩和
53	燃料電池自動車の水素充填口付近の標章の緩和
55	容器等製造業者登録の更新の見直し
58	充電可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容
59	充電可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化処理
61	水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討

## ■ H25計画 未措置(検討中)の項目：1項目

計画	事項名
57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備

## ■ H29計画 未措置(検討中)の項目：10項目

計画	事項名
26	水素充電時の車載容器総括証票等の確認の不要化等
31	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和
32	一般家庭等における水素充電の可能化 (※)
38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し
47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充電許可の簡素化
49	燃料電池自動車に関する事務手続の合理化
54	会社単位での容器等製造業者登録等の取得
56	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化
57	燃料電池自動車用高圧水素容器の充電可能期間の延長
60	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給

※No.32について：一般家庭等における水素充填には水素パイプラインの整備が前提となるため、その見通しが整った段階で改めて検討することとなった。

## ■ R2計画 未措置(検討中)の項目：4項目

(R2.7.17閣議決定)

計画	事項名
21	a 蓄圧器等の常用圧力上限値の見直し
	b 障壁に係る技術基準の見直し
	c 水素スタンドの充填容器等における温度管理の在り方の検討
	d 設備の故障・修理時における予備品の使用手続きの合理化

(注) 色を付した項目は、経済産業省以外の省庁も所管するものを指す。

# 【参考】最近の取組例：遠隔監視による水素スタンド運転の無人化

(H29計画 No.30)

- 圧縮水素スタンドにおいて、従業者不在でも、有人スタンドと同等の保安水準を確保しつつ**セルフ充填**を可能とするために必要となる「監視体制」、「セルフ充填に対する追加的安全対策」及び「緊急時に備えた対応」の具体的要件について、有識者による審議等を通じて整理。
- 令和2年8月、所要の措置を盛り込むための省令（一般高圧ガス保安規則）等の改正を実施。

## 「遠隔監視型セルフ水素スタンド」の安全確保



## 緊急時に備えた対応

- ・事業所ごとに、保安体制・緊急連絡体制を確立
  - ・緊急時の駆けつけ体制確保（30分を超えない範囲）
- } **危害予防規程**に明記（都道府県知事へ届出）
- ※「通信の不通等により遠隔操作不能」、「スタンド内に負傷者を発見」、「現場でないと解決できない設備故障」等の場合、駆けつけが必要。

## セルフ充填に対する追加的安全対策

- 
- **場内カメラによる顧客の充填行為の監視**
  - **ディスペンサー関連**
    - ・インターホンの設置
    - ・充填方法の表示
    - ・静電気除去装置の設置
    - ・車両衝突ガード
  - **ノズル安全対策**
    - ・嵌合を容易に判別できる措置
    - ・充填中に外れない構造
    - ・凍結防止措置
    - ・充填後、確実に収納（誤発進防止措置）
  - **駐車位置の表示**
  - **緊急時における周辺住民への警報措置**

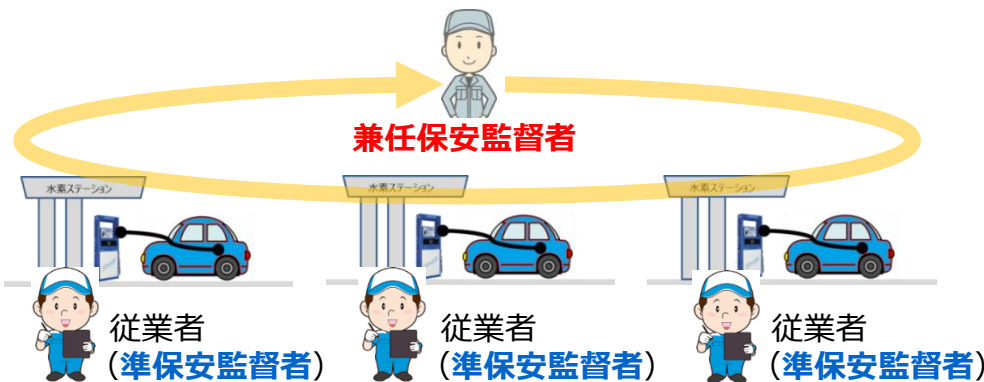
# 【参考】最近の取組例：保安監督者の兼任の許容

(H29計画 No.29a)

- 圧縮水素スタンドにおいて保安の監督業務を行う「保安監督者」は、従来はスタンドごとに選任することとされ、複数スタンドの兼務は想定されていなかった。今般、兼任を可能とするための、あるべき保安管理体制を明確化しつつ、具体的要件を整理。
- 所要の措置に係る解釈を盛り込んだ通達(内規)の改正を実施。

## 保安監督者が兼任を行う場合の保安管理体制

- 保安監督者等が一定の要件を満たす場合、当該保安監督者は、保安の監督に係る業務について、2箇所以上(職務を全うできる範囲内)の圧縮水素スタンド等を兼務することを許容(⇒以下「兼任保安監督者」という)。
- 兼任保安監督者とは別に、スタンドごとに「準保安監督者」を選任し、平常時の巡視点検や緊急時対応を行わせる。
- 兼任保安監督者は常駐する必要はない(常に連絡が取れる体制を確保。)が、準保安監督者には常駐する。



◎ 今回の兼任の措置は、有人の圧縮水素スタンドが対象。遠隔監視型セルフ水素スタンドについては今後の検討課題とし、今回は対象外。

## ■ 兼任保安監督者の要件

- 保安監督者の法的要件(製造保安責任者免状+圧縮水素の製造に関し6月以上の経験等)を満たすこと。
- 圧縮水素スタンドにおける保安監督者としての6月以上の実務経験及び従業者を指揮する能力を有すること。
- 基本的に専任の場合と同様、保安統括者等の職務を行うこととし、平常時は1週間に1回以上、緊急時は少なくとも異常を覚知してから24時間以内に現場に赴き、保安の維持の状況等を自ら確認すること。

## ■ 準保安監督者の要件

- 圧縮水素の製造に関し1年以上の経験を有する者又は同等以上の能力を有する者であり、圧縮水素スタンド等の設備の構成及び運転業務を熟知し、平常時、緊急時ともに適切に職務が遂行できる者であること。

## ■ その他の要件

- 兼任保安監督者、準保安監督者その他従業者の責任権限及び指揮命令系統を明確にすること。
- 事業者は、同時発災を想定し、緊急時における組織的な支援体制を確保すること。
- 事業者は、同時発災時を想定した訓練を行うとともに、従業者に対する保安教育を実施すること。

これらの内容を盛り込んだ危害予防規程・保安教育計画を整備

# 【参考】最近の取組例：車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化

(H29計画 No.48)

- **燃料電池自動車及び燃料電池二輪自動車に搭載される開発用高圧ガス容器であっても、容器検査に合格し刻印等された場合か、都道府県等が危険のおそれがないと認め許可（特別充填許可）した場合でなければ、水素を充填することができない。**
- **開発時の車載用高圧水素容器に係る特別充填許可にあたり、審査すべき安全要件等について、有識者・事業者等を交えた検討会において議論し、（一財）日本自動車研究所基準が新たに制定された。**
- **本基準を特別充填許可の際に審査すべき安全要件等とするため、「自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）」を施行（2020年10月19日）**

1	事項名	No.48 車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化		
2	実施計画上の記載	車載用高圧水素容器の開発時の認可について、当該認可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省
3	規制状況	・高圧ガス保安法第48条、第49条の5第1項、第49条の21		
4	目的	・FCVの量産化		
5	現状の課題	・開発時の認可について、道路運送車両法上、車両の開発を行うに際し、車体部分については、開発時の認可は不要であるが、高圧ガス保安法に係る部分は、開発品毎に認可を取る必要があり、開発の遅延や、認可対応のコスト増に繋がっている。		
6	必要な措置	・容器の開発についても、車体と同様、認可を不要とする。		
7	見直しの効果	・開発期間の短縮 ・開発工数の削減 ・開発コストの削減		
8	着手の前提及安全上追加措置	公共の安全に影響を及ぼさない措置		
9	希望時期			
10	備考			

**経済産**

自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）

令和2年10月19日

経済産業省大臣官房

自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）

自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填については、次の事項を条件として、容器の耐圧試験に合格した日の前日から起算して3年間又は容器に装置する付属品の気密試験に合格した日の前日から起算して3年間の充填を限度とした上で、特別充填について個別的又は包括的に許可することができることとする。

(1) 充填する自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器又は充填する容器に装置する自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用付属品は、次に定める基準に適合するものであること。ただし、特別充填許可に係る容器又は付属品について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条第1項及び第2項に規定する刻印等、第49条の3第1項に規定する刻印等又は第49条の25に規定する自主検査刻印等がされている場合にあっては、当該刻印等がされているものであることをもって足りる。

イ 充填する自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器は、一般財団法人日本自動車研究所基準「開発用圧縮水素自動車燃料装置用容器及び開発用圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の特別充填許可取得のための技術基準（JARIS004（2020）」（以下「JARIS004」という。）に定める要件に適合するものであること。

なお、JARIS004に適合するものとして、特別充填許可を受けた者は、JARIS004附属書に記載された事項を遵守すること。

ロ 充填する容器に装置する自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用付属品は、一般財団法人日本自動車研究所基準「特別充填許可に係る開発用圧縮水素自動車燃料装置用付属品及び開発用圧縮水素二輪自動車燃料装置用付属品の技術基準（JARIS005（2020）」（以下「JARIS005」という。）に適合するものであること。

なお、JARIS005に適合するものとして、特別充填許可を受けた者は、JARIS005附属書に記載された事項を遵守すること。

※内規の一部抜粋

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/hipregas/files/20201019\\_hg\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20201019_hg_1.pdf)

【出典】規制改革実施計画の要望内容について（平成29年8月24日、燃料電池実用化推進協議会）